

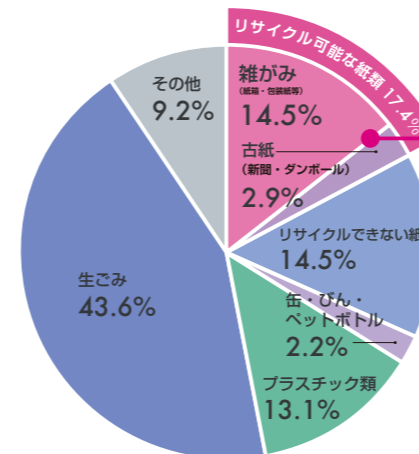
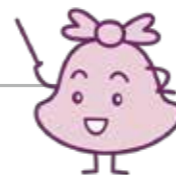
京都市では、条例改正により分別が「協力」から「義務」に。

リサイクル可能な紙類は、  
クリーンセンターで焼却するごみとは、  
必ず分別して排出する必要があります！

# 雑がみ 分別を 始めました！



新聞・ダンボール・雑がみ（雑誌，OA用紙，紙箱，…）  
などの「リサイクル可能な全ての紙類」の分別が，事業  
者の義務となりました。



事業所から、燃やすごみとして  
排出されているごみの中に  
「リサイクルできる紙」が  
17.4%も含まれていました

(平成25年度 組成調査結果より)